公　開　質　問　状（申入書）

２０２０年８月１７日

兵庫県動物愛護センター　三木支所　御中

〒530-0047 大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階
植田法律事務所
ＴＨＥペット法塾　代表　　弁護士　植　田　　勝　博
TEL06-6362-8177、FAX06-6362-8178

第１　申入れの趣旨

2020 年 6 月 3 日に発覚した京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件は、動物愛護団体が、行政の殺処分から動物を守るとして、広く寄付を呼びかけるとともに、動物を盥回しにし、動物殺処分する行政犯罪を止める活動はせず、そこに行政と愛護団体の癒着が認められます。愛護団体の寄付金活動と盥回しは行政の殺処分犯罪から生み出されるあだ花であり、両者が共生する実体が認められます。

動物にとっては、行政に行けば「死」、愛護団体に行けば「たらい回しと死体の山」、動物の命が弄ばされています。貴センターは、法律上、動物の命、保護と安全を確保し、動愛法に違反する動物への加害行為に対する行政指導義務、警察への通報など、動物を守る責務が組織の義務です。

貴センターと愛護団体との癒着、即ち、センターの動物殺処分とこれを利用したボランティアの癒着の業務がされているとの報告があり、以下の通り、その公開質問をし、そのご回答を求めます。併せて意見を申し上げます。

第２　申入れの理由

１　京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件について

2020 年 6 月 3 日、京都府八幡市内で「神ボラ」と呼ばれて動物保護ボランティアをしている人物である被疑者増山が所有・管理する自宅内で、数十匹ないし数百匹の犬猫の死体が散乱していることが発覚した。

その凄惨な状況は、Facebook 等を通じてその映像が不特定多数に対して公開され、メディアにも取り上げられるなどして動物保護ボランティアによる動物の虐待等として大きなニュースとなっている。

寄せられた情報によれば、被疑者増山は、全国の行政センター、愛護団体から動物の引取をしており、添付被疑者増山への動物引き渡しの被害者は、2017 年ころから、被疑者増山に動物を引渡してきた実体が明らかとなっている。被疑者増山は盥回しがされた犬猫の給餌、給水をせずに虐待し死にいたらしめ、その状況の中で引取を重ねて悪意でみだりな殺傷の犯罪行為を続けてきた。動物を引取り続けてきた被疑者増山の行為は、動物保護に関して虚偽の事実を申し向けて動物及び寄付金を取得してきたもので、常習の詐欺犯罪を構成するものというべきである。

2 「京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件」の原因

(1) 行政殺処分の犯罪

本事件の原因について、行政による殺処分がその土台になっているといえる。行政の犬猫殺処分の根拠は、法律上、狂犬病予防法で罹患した犬の殺処分規定以外に犬猫の殺処分規定はない。

すなわち、法令上は、平成 24 年法改正によって、犬猫の殺処分ゼロの法システムは整った。特に猫に関して、行政の殺処分目的の引き取りを禁じるとともに、TNRM（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、Management/餌やりが地域のボランティアでされる）により、餌やりをし、野良猫をなくす活動がされている。それは野良猫の苦情者を含めて野良猫を殺さずなくす活動が官民一体で取り組むことが求められる。

猫の殺処分を法律上正当化する理由は行政において存在しない。猫殺害は５年以下の重罪である。

しかし、貴センターでは、餌やり禁止、餌やり妨害、殺処分という違法な行為が続き、「兵庫県動物愛護センターの違法な動物殺処分の犯罪機関の廃絶を求める」活動がされている。

(2)　愛護団体の、行政の動物殺害の利用

行政の殺処分を奇貨として、愛護団体と称する団体は、行政が殺処分する犬猫を引き出し、「行政が猫等を殺すから助けてほしい」と寄付金を呼びかけ、動物の譲渡希望者からも時に相当額の金員を得て譲渡がされ、愛護団体が譲渡できない犬猫を他の愛護団体へたらい回しにされている。違法犯罪の行政殺処分を基とした「動物愛護」と称した動物の引取りが一種のビジネスと化し、動物を次々とたらいまわしした結果として本事件を発生させたとの構図がうかがえる。そして、引取団体間においてヒエラルヒーが形成されて、団体における権威と利益が生まれると聞き及ぶ。

以上のことを踏まえると、本事件は、動物を殺す行政と癒着する愛護団体の実体を浮かび上がらせたと言える。

3　行政の殺処分と愛護団体との癒着－愛護団体は行政犯罪のあだ花

殺す行政があり、愛護団体は、動物救済をするための寄付金活動がされ、行政の動物殺処分の違法を追求しない。愛護団体は、行政の殺処分を利用して活動がされ、殺処分行政に咲いているあだ花である実体が明らかとなったといえる。京都八幡事件は、行政殺処分から動物を救済する愛護団体が、動物を救済してたらい回しにして殺した事件の一つであると言える。

行政の犯罪行為がその元凶といえる。

4　貴センターの下記動物引取事件の癒着

2020 年 6 月 28 日（日）（19:28 配信）、神戸新聞 NEXT によると「５～６年前から悪臭」ふんなどたまった空き家で犬６０匹以上を飼育」の見出しで、兵庫県警三木署は「犬の排せつ物などがたまった空き家で数十匹の犬を飼って虐待したとして、兵庫県警生活経済課と三木署は２８日までに、動物愛護法違反の疑いで住所不定、会社員の男（５５）を逮捕、送検した。送検容疑は「2020 年 6 月 24 日、三木市の空き家

で、不衛生な状況で犬数十匹を飼育した疑い。同課によると「最適な環境ではないが、餌や水を与えているので虐待ではない」などと容疑を否認しているという。同課によると、空き家で 66 匹の犬が確認された。木造２階建ての家にふんや餌の残り、犬の毛などが堆積し、高さ５０センチほどのところもあったという。男は２～３日に１回、餌をやりにきていた。近隣住民から「犬が多頭飼育され、鳴き声がひどい」と三木署に通報があった。近くに住む６０代男性によると、悪臭や鳴き声は５～６年前からあり「窓は開けないようにしていた。ようやく安心できる」と話した。動物愛護法は 2020 年 6 月 1 日、ペットが大量に繁殖し十分に世話ができない「多頭飼育崩壊」の問題などを背景に罰則が強化され、県内では強化後、初めて容疑者が逮捕された。

５　上記 60 匹以上動物の扱いについて

上記の犬は、貴センター三木支所が預かり、貴センターは「うちは譲渡しない。一つの団体から振り分ける」と説明された。また、「動物の引取についての公文書を作成しない」と言われている。

(1)　貴センターと愛護団体の癒着

法律の根拠に基づかない、膨大な税金を費やして、兵庫県動物愛護センターの違法な動物殺処分がされ続けているが、殺される犬猫を救い出して寄付金集めをする愛護団体が連携し、「動物の命をネタにして存在する」関係となっていると評価されてもやむを得ない実体がある。

(2)　貴センターの「うちは譲渡しない」との行為について

極めて不思議な説明である。貴センターは、動愛法に基づく動物保護取扱業務の機関である。動物の引取は、県の行政業務である。当然に業務の記帳義務がある。「動物の引取についての公文書を作成しない」と言われるのはヤミ行政なのか。

求回答①：上記 60 匹以上の犬の引取と業務内容と根拠を明らかにすることを求める。

また、「うちは譲渡しない」との説明も不思議である。行政の引取動物は負傷動物を除けば、基本的にセンターとして譲渡義務がある。

求回答②：センターが「うちは譲渡しない」との説明ならば、誰が譲渡するのか。

：誰の譲渡のために貴センターは動物引取、保管をしているのか。

県センターの保護動物を、誰がどのような権限で保管し、譲渡権限を有するのか。

(3)　貴センターの「行政は引取らない」「うちは譲渡しない。一つの団体から振り分ける」との説明がされたと言われる。これは、センターと愛護団体の癒着と認められる発言と認められる。

センターは殺す、そのセンターは他の団体のために預かり、他の愛護団体はこれを生かして寄付金活動をしながら譲渡する。殺す行政と愛護団体の癒着が認められる。

(4)　上記「逮捕された男性」事件について、

三木支所の王氏によると、「この事件は三木市で不適切な飼い方していた男性が動物愛護法違反で逮捕された。そのとき、男性は、行政に引き渡すのは嫌だと言った。」「警察から、飼い主は愛護活動をしている人になら渡してもいいと言っている」との説明があった。

①　京都八幡事件に比べると、犬が死亡などをしておらず、果たして「虐待」の客観的証拠の有無に疑問が残る。

②　ＴＨＥペット法塾は、兵庫県の各警察は、従来、所有権３ヶ月の存在を無視して数日の保管で送致し、兵庫県動物愛護センターは公示もせず殺処分をしてきた。警察はセンターと共謀の犯罪行為をしていると警察に警告を出してきた。

③　男性の「行政に引き渡すのは嫌だと言った。」との点は、貴センターが「動物を生かす義務」に違反して、「動物殺害の犯罪機関」である実体からは正しい動物保護規範を有している。男性の行為は動物を生かす行為である。貴センターの動物殺害行為は犯罪である。

④　貴センター王氏の、「飼い主が釈放されたとき、この家に犬が残っていて、同じ飼い方をされるのは行政としても避けたい。」、との説明は、本来、貴センターが動物の保護と安全業務をすべき基本的責務がある。貴センターは、行政として、警察が刑事犯罪で動物を保護し犯人を逮捕する前に、虐待の疑いのある行為者に対して指導、勧告、命令で、動物の保護と安全のため行政措置がされてしかるべきである。

⑤　貴センターの「虐待のような飼い方をされるのは行政としても避けたい」との発言があるものならば、何故、殺処分犯罪をセンターはするのか。何故、動物の命を守らないのか。貴センターがこれをしないからである。貴センターの虚偽の発言である。貴センターが動物の保護と安全の機関ならば、男性の「貴センターに渡したくはない、動物の命を守りたい」との発言はあり得ず、貴センターの犯罪行為こそ許されない。

⑥　貴センターの「行政は引取らない」との発言は、法律上、動物の生存の危殆の状況においては、当然に、貴センターに動物の命と健康と安全を守る法的責務がある。

動物の健康と安全を受任しないセンターとすれば、兵庫県動物愛護センターは、違法で無法の殺処分機関である。その存在は許されない。

6　警察が、「飼い主は、行政ではなく、愛護活動をしている人になら渡してもいいと言っている」との説明については、警察は、センターが動物殺害機関であることを認識した上の貴センター送致と認められる。

貴センターは動物保護義務があるべき法律上の機関であり、本来からすれば警察保管ではなく、動物の環境を尊重をしてセンターに預けることは不相当とは言えない（遺失物法の行政保管の立法趣旨）ところ、貴センターが動物殺害の犯罪行為をする違法組織であるところから、警察は貴センターに注文を付けて送致をしたと認められる。

7　貴センターの「一つの団体から振り分ける。複数団体が引き取り希望。」とは、行政と愛護団体の癒着である。

(1)　貴センターは、動物取扱機関として、動物の引取をした。行政行為として引取をしている事実は明らかである。貴センターの「行政は引き取りは出来ない」との発言は、引取をしながら引取を否定する行為であり無法である。

(2)　「飼い主が逮捕されたら餌ももらえなくなる」とは、貴センターの動物の保護と安全の法的業務からすれば当然の責務である。所有権の放棄がされれば、所有者不存在動物である。また、男性の行為が虐待の犯罪行為の疑いがあればその意思に反して公的責務としてされるべき行為である。

(3)　「飼い主から引取願いが出されていない」との説明は論外である。センターは「引

取願い」を出させて不法に普通の犬猫を殺害の犯罪行為をしてきた。遺棄ならば動物は生きられるチャンスがある。貴センターは所有者からの引取願いを取って殺してきた。センターに殺処分をしないで欲しいとの真っ当な所有者意思があっただけである。殺すための引取願いは全く無法で許されない。

(4)　貴センターは、「犬の健康と安全を考えて、緊急避難的措置をとり、センターとして協力出来ることはしようと一時的にセンターで預かりをすることになった。」「犬は順次引き取りされていて、残り 20 頭ほど、センターでお世話しているので健康面も問題ない。」と説明し、「一つの団体から振り分ける。複数団体が引き取り希望。」との説明は、団体のために預かり、協力をしている。団体が譲渡をするための協力業務で「センター業務ではない。」「愛護団体のためである。」との説明をした。

「犬の健康と安全を考えての措置」とは、センター業務ではないのか。

(5)　貴センターは、無法、犯罪行為の殺処分をする一方、愛護団体のために業務をする。行政から動物を救うとする愛護団体と癒着が認められる。

その団体から貴センターに対して殺処分は犯罪行為でその行為を止めることを求められたことはあるか。その愛護団体は、行政の殺処分から救う活動をして、寄付金集めをしていると考えられる。

殺す行政と愛護団体の癒着である。

本件三木男性動物虐待事件は、「殺す行政があり、これから動物救済をするための愛護団体の寄付金活動と動物の盥回しがされ、動物愛護団体は、動物の殺処分行政と癒着し、当該殺処分行政を利用し、当該殺処分行政と相互に利用しあう、殺処分行政に咲いているあだ花である」実体が認められる。

8　上記の通り、貴センターに対して、上記貴センターの犬に関する質問について、その回答を求める。